

# 明治初期における日墺関係をめぐる考察

木 暮 健太郎

## 1. はじめに

2019年は、日本とオーストリアの友好150周年にあたる記念すべき年である。文化的な繋がりが強い両国らしく、クラシックコンサートや絵画展、あるいは舞踏会など、さまざまな式典が日本国内で相次いで行われている<sup>1)</sup>。世界で最も若い首相とも称されるオーストリアのクルツ (Sebastian Kurz) 首相も2月に初来日し、安倍首相と間で行われた会談においては、両国の良好な経済・文化的な関係のさらなる拡大が両首脳の間で確認された<sup>2)</sup>。また、2018年7月に署名された「日EU経済連携協定<sup>3)</sup>」が2019年2月1日から発効となり、オーストリアを含めたEUとの自由貿易や投資はさらに促進されることが見込まれている。政治や経済、あるいは文化に至るまで、日本とオーストリアとの結びつきは、今後、さらに深まっていくだろう。

こうした良好な関係を維持する両国にとって、国交樹立の嚆矢となったのは、1869年(明治2年)10月18日に締結された日墺修好通商航海条約である。明治政府が誕生して最初に結ばれたスペインとの日西修好通商航海条約に次いで、2番目に締結された条約であった。その意味で、近代化の道を歩み始めた日本とオーストリアとの関係は、意外なほど早い段階から始まったといえるだろう。そこで本稿では、150年という節目の時期を迎えた日本とオーストリアとの関係を振り返ることを目的として、とりわけ黎明期における両国の関係について考察してみたい。

## 2. 日墮関係のはじまりと条約締結

明治政府が誕生した翌年、日本とオーストリアの間で結ばれた最初の条約締結は皇居で行われた。オーストリア<sup>4)</sup>からは、交渉のために派遣された使節団のペッツ (Reiherrn von Petz) 全権公使、そして日本からは、沢宜嘉外務卿、後に条約改正交渉に尽力することになる寺島宗則外務大輔らが出席している。全24か条からなる条約は特段の問題もなく、すんなりと結ばれることとなった<sup>5)</sup>。この条約によって、日本とオーストリアとの国交が開始されたわけだが、一方において、日墮修好通商航海条約が欧米列強による不平等条約の集大成と位置付けられていることに関しても、言及する必要があるだろう。

まず、日本において結ばれた不平等条約の契機となったのは、幕末期に結ばれた、いわゆる「安政五か国条約」である。アメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスとの間で締結された条約は、港の開港、領事裁判権、関税などについて定められたものであったが、とりわけ治外法権の承認や関税自主権の喪失などが、のちの条約改正をめぐる主要な争点となったことは周知の事実である。そして、明治政府が結んだ日墮修好通商航海条約においては、こうした不平等な条件がより詳細に定められることとなった<sup>6)</sup>。

この点に関して、日墮修好通商航海条約における不平等さを指摘した稲生によれば、安政五か国条約と比べて、「この日墮条約に至っては、更に問題であって、その内容は治外法権等に関し、過去に於ける諸条約中の規定を引用し、又その後生じた慣例を成文化し、外国側に有利なように綿密な規定を設けて」おり、「この日墮条約こそは明治三十二年七月、所謂改正新条約が実施されるに至るまで、我国が諸外国に対し、片務的に治外法権附与及び関税自主権の拗棄を約束した基礎的な条約」であると述べている<sup>7)</sup>。

そこで、条文を確認しながら、その内容を確認してみたい。全24条からなる日墮修好通商航海条約のうち、第五条と第六条が、治外法権（領事裁判権）に関わる部分である。

○日澳修好通商航海条約

第五條

日本に在留する澳地利及洪噶利人の間に身上或は其所持の品物に付て争論起る事あらば澳地利兼洪噶利官吏の裁斷に任すべし

日本長官は澳地利及洪噶利の人民と他の條約濟外國人との間に起る争論にも亦關係する事なかるべし

若し澳地利及洪噶利の人民より日本の人民に對し訴訟する事あらば日本長官此事件を裁斷すべし

若し日本人より澳地利及洪噶利人に對し訴訟する事あらば澳地利兼洪噶利長官之を裁斷すべし

若し日本人澳地利及洪噶利人に逋債ありて之を償ふ事を怠り或は欺偽を以て逃走せんとする時は相當の日本長官是を裁斷して其債主より逋債を償はしむる爲め諸事に力を盡すべし又澳地利及洪噶利人欺偽を以て逃走せんとし或は日本人に逋債を償ふ事を怠る時は澳地利兼洪噶利長官正しく裁斷し逋債を償はしむる爲め諸事に力を盡すべし

澳地利兼洪噶利長官も日本長官に於ても兩國の人民互に相關する逋債は償ふ事なかるべし

第六條

日本人民或は他國の人民に對し惡事をなせる澳地利及洪噶利人民は澳地利兼洪噶利コンシュラル官吏に訟へ澳地利及洪噶利の法度を以て罰すべし

日澳修好通商航海条約の第五条において、最初に規定されているのは、「日本に在留するオーストラリア・ハンガリー国民の間で、一身上あるいはその所持の品物について争論起ることあらば、オーストラリア・ハンガリー官吏の裁斷に任すべし」ことである。すなわち、オーストラリア・ハンガリー人の間で起きた事件は、オーストラリア・ハンガリーの裁判によることを定めている。類似する内容は、安政の五か国条約でも示されているが、日澳修好

通商航海条約において、とくに重要なのは、次に示された「オーストリア・ハンガリー国民と他の条約締結済みの外国人との間に起こるいかなる問題争論にも関係することなかるべし」との規定である。つまり、オーストリア・ハンガリー人の問題だけではなく、条約締結済みの外国人、すなわち、安政五か国条約を締結した国の外国人とオーストリア人との間で生じた問題においても、日本の司法が一切、及ばないことが定められているのである。ここで、参考までに、安政五か国条約の一つである日米修好通商条約における領事裁判権に関する規定（第六条）を確認してみたい。

○日米修好通商条約

第六條

日本人に對し法を犯せる亞米利加人は亞米利加コンシュール裁斷所にて吟味の上亞米利加の法度を以て罰すへし亞米利加人へ對し法を犯したる日本人は日本役人糺の上日本の法度を以て罰すへし日本奉行所亞米利加コンシュール裁斷所は雙方商人通債等の事をも公けに取扱ふへし  
都て條約中の規定並に別冊に記せる所の法則を犯すに於てはコンシュールへ申達し取上品並に過料は日本役人へ渡すへし兩國の役人は雙方商民取引の事に付て差構ふ事なし

日米修好通商条約の第六条では、「日本に滞在するアメリカ人が罪を犯した場合、領事裁判所でアメリカの法律により裁かれる」ことが規定されている。実質的に治外法権を認める内容であるが、日墺修好通商航海条約における領事裁判権の記述と比べれば、極めて簡潔にしか規定されていないことが分かる。

この条約が結ばれるまで、日本とオーストリアに公式的な関係が存在しなかったにもかかわらず、日墺修好通商航海条約において、なぜこのような詳細な規定がなされたのであろうか。初期の時代における日本とオーストリアの関係を分析したパンツァー（Peter Pantzer）によれば、この不平等な条

約が結ばれた背景には、当時、駐日イギリス全権公使であったパークス (Sir Harry Smith Parkes) の存在があったという<sup>8)</sup>。幕末から明治初期にかけ、18年間にも渡って駐日大使を務めたパークスは、当時の日本の状況を熟知していた<sup>9)</sup>。パークスの狙いは、日墺修好通商航海条約を通じて、安政五か国条約においては不完全であった領事裁判権や関税自主権の放棄といった点を改めて詳細に規定することであった<sup>10)</sup>。つまり、日本とオーストリアとの条約で定められた内容は、最恵国待遇により、イギリスをはじめとして、すでに条約を締結していた列強国にもその恩恵がもたらされることになる。それこそが、パークスが日本とオーストリアとの条約交渉に積極的に関与した理由であるとパンツァーは指摘している<sup>11)</sup>。

こうして皮肉にも、後に明治政府による条約改正交渉における象徴ともなった日本とオーストリアとの条約であったが、少なくとも明治初期において、日本とオーストリアとの交流は限られていたため、両者間の直接的な影響は限られたものであったといえるだろう。実際、この時期、オーストリアによる東アジアの拠点は上海に置かれており、駐日公使は日本に常駐していなかった<sup>12)</sup>。むしろ、黎明期における日本とオーストリアとの関係で言えば、大日本帝国憲法の成立に影響を与えたシュタイン (Lorenz von Stein) や、ヨーロッパの考古学を日本に伝えたシーボルト (Heinrich von Siebold) らが果たした役割を無視することはできず、こうした学術や文化といった側面での結びつきが、両国の関係に本質的な意味での彩を与えたと言えるのかもしれない。

### 3. 明治初期におけるオーストリアの状況

一方、日本との国交を開始した頃のオーストリアの状況はいかなるものであったのだろうか。前述のように、日墺修好通商航海条約が結ばれたのは1869年(明治2年)であるが、欧米列強が幕末期に日本との条約を結んでから、すでに10年以上が経過している。オーストリアは当時、ヨーロッパを

代表するような強国でありながら、東アジアへの進出はかなり出遅れていたといえる。その理由を考察するためにも、オーストリアの歴史的な展開について、ごく簡潔に振り返っておきたい。

まず、オーストリアといえば、中世から近代にかけて、神聖ローマ皇帝の地位をほぼ独占し続けたヨーロッパ随一の王家とされるハプスブルク家の存在がある。とりわけ、15世紀末のマクシミリアン1世（Maximilian I.）の時代にハプスブルク家は領土を拡大し、その支配はネーデルラント、スペイン、ボヘミア、ハンガリーにまで及び、ヨーロッパに君臨することとなった。やがて18世紀になると、女王マリア・テレジア（Maria Theresia）のもとで行政、司法、税制、あるいは教育などの改革が行われ、近代国家としての礎を築くことに成功する。なお、1804年には、弱体化し始めていた神聖ローマ帝国にかわり、オーストリア帝国を成立させたが、この時に初めて、国名に「オーストリア」という名称が用いられた<sup>13)</sup>。

歴史上、オーストリアの名を知らしめたのは、1814年9月から開かれたウィーン会議であろう。ナポレオン戦争以後の諸問題を解決するために開催されたこの会議において、フランスの主要な対抗国であったオーストリアは、メッテルニヒ（Fürst von Metternich）を中心として主導権を握り、ヨーロッパにおける国際秩序の再構築に影響を与えた。国内では、ウィーン会議以降、「メッテルニヒの時代」とも呼ばれるように、支配下にあった帝国内で勃興しつつあった自由主義やナショナリズムの運動を抑えることにも成功し、国内外において、その立場は盤石にも見えた。このように当時、オーストリアはヨーロッパにおける覇権国の一つであったわけだが、なぜ、イギリスやアメリカといった国々から遅れて東アジアへ進出することとなったのであろうか。

その理由の一つは、日本が幕末から明治維新に至る時期、オーストリアもまた激動の時代を迎えていた点にある。国内では、フランス革命以後にヨーロッパ全土へと広がった革命運動の圧力にさらされていた。ウィーン会議以降、メッテルニヒは革命や民族主義の動きを抑制してきたが、1848年のフ

ランス二月革命の成功はオーストリアにも波及し、自由を求める市民や労働者たちは、1848年3月にメッテルニヒの退陣を求めた。ウィーン市内で暴動が起きると軍隊もこれを抑えることができず、結果として、メッテルニヒは首相を辞任し、ロンドンへと亡命することとなった。

対外的な面では、1866年にプロイセンとの間で起こった普墺戦争が挙げられる。オーストリア帝国とプロイセン王国との戦争に関わるのが、いわゆるドイツ統一問題である。1815年のウィーン議定書によって誕生したドイツ連邦は、オーストリア帝国を盟主としていた。しかし、次第に連邦を構成するプロイセン王国の力が強まったことにより、オーストリアとの戦争へと発展する。わずか7週間で、ビスマルクが率いるプロイセン王国の勝利に終わったことから、七週戦争とも呼ばれているこの戦争により、オーストリアはドイツでの支配権を奪われ、同時にヨーロッパにおける覇権をも失っていったのである。

こうして、これ以上の支配領域の喪失を恐れたオーストリアは、やむを得ない形で民族運動が高まりつつあったハンガリーを王国として認め、1867年には「オーストリア・ハンガリー帝国」という二重帝国を誕生させるに至った。これが、日本との条約が結ばれるわずか2年前の出来事である。こうした混乱の中、オーストリア・ハンガリー帝国のフランツ・ヨーゼフ (Franz Joseph) 1世は1868年10月、ヨーロッパにかわる新たな市場を開拓する目的もあり、ようやく東アジア遠征隊の許可を下した。そして、ドーナウ号とフリードリヒ大公号という2隻が条約締結を目的として、トリエステから遠く日本へと旅立ったのである。このような状況を鑑みても、当時、オーストリアに条約締結に向けた十分な準備ができていたとは考えにくい。そのため、パークスの仲介がなければ、条約の成立は不首尾に終わった可能性は高いといえるだろう<sup>14)</sup>。

#### 4. おわりに

これまで、日本とオーストリアの国交が開始される時期における両国の歴史的な背景について考察してきた。そこで最後に、再び日本とオーストリアの関係に戻ってみたい。前述の通り、日本とオーストリアとの間で結ばれた条約は、明治政府における主要な外交政策、すなわち、不平等条約の改正にとつての一里塚ともなっていた。やがて、大隈重信らの交渉を経て、陸奥宗光らの尽力により、1897年に日英新通商航海条約が調印され、治外法権の回復がなされた。こうした条約改正は、日本が欧米と並ぶ近代国家としての立場を獲得するうえでの、一つのメルクマールとなった。そして日本とオーストリアとの条約もまた、度重なる交渉を経たうえで、1912年に完全に平等な形で改正され、ここにおいて、ようやくオーストリアとの対等な国交が開始されたとと言えるだろう<sup>15)</sup>。

両国の関係は、不平等条約という形ではじまったとはいえ、現在では、日本がオーストリアにとって、アジア第2位の貿易国であること、また、1990年には日本とオーストリア外相会談での合意により、「将来の課題のために日・オーストリア委員会」が設置され、政治や経済、文化や外交などについて、定期的に議論が行われている<sup>16)</sup>。友好150周年を迎えた今、改めて、日本とオーストリアという全く異なった歴史的背景をもった両国が、どのような理由で接点をもつようになったのかを探ることは、日澳関係に対する理解をさらに深めることになると言えるだろう。

#### 参考文献

- ・I. ニッシュ (宮本盛太郎監訳)『日本外交政策 1869-1942』ミネルヴァ書房、1994年。
- ・有安香央理「明治日本における『不平等』条約をめぐる考察」『法学研究論集』第42号、2015年、361-374頁。
- ・アレクサンダー・F. V. ヒューブナー (市川慎一訳)『オーストリア外交官の明治維新一世界周遊記 日本編』新人物往来社、1988年。
- ・井上寿一編『日本の外交 (第1巻) 外交史 戦前編』岩波書店、2013年。



## 明治初期における日奥関係をめぐる考察

- ・ 稲生典太郎『日本外交思想史論考第一 条約改正論の展開』小峯書店、1966年。
- ・ William Beasley (金井円・多田実訳)「サー・ハリー・パークスと明治維新」『日本歴史』315巻、1974年、59-79頁。
- ・ 佐藤忠雄・貴島外交研究室編『日本外交論』国際経済研究所、1922年。
- ・ バーバラ・ジェラヴィッチ (矢田俊隆訳)『近代オーストリアの歴史と文化』山川出版社、1994年。
- ・ 広瀬佳一・今井顕編『ウィーン・オーストリアを知るための57章 (第2版)』明石書店、2013年。
- ・ ペーター・パンツァー (竹内精一・芹沢ユリア訳)『日本オーストリア関係史』創造社、1984年。
- ・ 中村進午『新条約論』東京専門学校出版部、1897年。
- ・ 増谷英樹・古田善文『図説オーストリアの歴史』河出書房新社、2011年。
- ・ 山之内克子『物語オーストリアの歴史—中欧『いにしえの大国』の千年』中央公論新社、2019年。
- ・ ユッタ・シュテファン・バストル (植村和秀訳)「百四十年間のオーストリアと日本の外交関係—オーストリアの歴史の概要とともに」『産大法学』第43巻第3号・4号、2010年、462頁。

- 
- 1) 詳しくは、オーストリア文化フォーラムのサイトを参照。<<http://austrianculture.jp/>>
  - 2) 外務省の報道発表では、「本年は日本オーストリア友好150周年であり、日本政府はクルツ首相の訪日を歓迎するとともに、クルツ首相の訪日を通じ、我が国とオーストリアとの親善関係が一段と深まることが期待」されるとしている。外務省「クルツ・オーストリア共和国首相の来日」<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_007039.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007039.html)>
  - 3) 日EU経済連携協定 (日EU・EPA) は、2013年4月に交渉が始まり、2018年7月に署名、同年12月に日本とEUの国会と欧州議会での承認を経て、2019年2月1日に発効に至った自由貿易協定である。
  - 4) 正式には当時の国名は「オーストリア・ハンガリー帝国」である。
  - 5) ユッタ・シュテファン・バストル (植村和秀訳)「百四十年間のオーストリアと日本の外交関係—オーストリアの歴史の概要とともに」『産大法学』第43巻第3号・4号、2010年、462頁。
  - 6) 日奥修好通商航海条約において、不平等な条件が含まれていたにもかかわらず、当時の明治政府が条約を締結した背景について、後年、大隈重信が「明治初年に於いて、我々すらも国際法上の知識は皆無で、居留地とか最惠国條款といふ意味を正解できなかつた。その爲、一八六八年『オーストリー』、『ハンガリー』との

通商條約の如きは従前に比し、却て苛酷なるものとなつたことを、後になつて発見した」と述べたという指摘もある。佐藤忠雄・貴島外交研究室編『日本外交論』国際経済研究所、1922年、30頁。

- 7) 稲生典太郎『日本外交思想史論考第一 条約改正論の展開』小峯書店、1966年、52頁。
- 8) パーター・パンツァー（竹内精一・芹沢ユリア訳）『日本オーストリア関係史』創造社、1984年。
- 9) パークスについては、次を参照。William Beasley（金井円・多田実訳）「サー・ハリー・パークスと明治維新」『日本歴史』315巻、1974年、59-79頁。
- 10) 日墺修好通商航海条約で領事裁判権に関わる第五条では、「日本に在留するオーストラリア・ハンガリー国民の間で、一身上あるいはその所持の品物について争論起こることあらば、オーストリア・ハンガリー官吏の裁断に任すべし」こと、また「オーストリア・ハンガリー国民と他の条約締結済みの外国人との間に起こるいかなる問題争論にも関係することなかるべし」との規定があるが、それ以前の条約では、ここまで明確に日本の領事裁判権の放棄は定められていなかった。この点に関しては、次を参照。パンツァー、前掲書、64-65頁。また、日墺修好通商航海条約における領事裁判権については、次も参照。有安香央理「明治日本における『不平等』条約をめぐる考察」『法学研究論集』第42号、2015年、361-374頁。
- 11) パンツァー、前掲書、31-41頁。
- 12) 広瀬佳一・今井顕編『ウィーン・オーストリアを知るための57章（第2版）』明石書店、2013年、212頁。
- 13) 増谷英樹・古田善文『図説オーストリアの歴史』河出書房新社、2011年、33頁。
- 14) パンツァー、前掲書、31頁。
- 15) 日本とオーストリアとの条約改正交渉については、次を参照。パンツァー、前掲書、63-75頁。
- 16) 外務省による日本とオーストリアにおける「二国間関係」を参照。<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/austria/data.html#section5>>